



京都養正社所蔵 坂本龍馬書状について

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2010-03-11 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 池田, 敬正 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.24729/00003872

京都養正社所蔵 坂本龍馬書状について

A Study on Ryoma Sakamoto's Letter

池 田 敬 正

坂本龍馬関係の史料は、岩崎英重（鏡川）氏が編纂され、日本史籍協会叢書に収められている『坂本龍馬関係文書』一・二（大正15年刊）に、そのほとんどが採録されている。もちろん龍馬関係の史料が、それにつきるものでないことはいうまでもない。国立国会図書館所蔵『陸奥宗光関係文書』に、宗光にあてた坂本龍馬の書状が数点入っており、これなども『坂本龍馬関係

文書』に未収である。その他にも、『関係文書』未収の龍馬の史料の存在が考えられる。右に掲げた京都養正社所蔵の坂本龍馬書状も、『関係文書』未収のものである。

この書状が、明治43年・国民新聞社刊『維新志士遺芳帖』に、写真版で収められているにもかかわらず、大正15年刊の『関係文書』に採録されなかったのが、いかなる理由によるものかはわからない。書体・紙質・内容・所蔵などから判断して、龍馬の手紙として疑問があるとは思えない。この史料が、私もふくめて誰にも使われていないので、ここで紹介しよう。

京都養正社には、維新の志士の史料が数多く所蔵されているが、龍馬のものは、ここに紹介する9月27日付の書状のみである。ところが7月22日付の中岡

一筆啓上仕候。先日御直申上置候二件の御決議何卒明朝より夜にかけて拝承仕度。将、芸州士官の者共も京師の急に心せき出帆の日を相尋られ居申候。彼是の儀御察被遺候。早々御決の上出帆の期御命じ相願候。誠恐謹言

九月廿七日

本山先生左右

直柔

慎太郎（署名は「清之助」とある）書状があり、この2つの書状の宛名はずれいれも「本山」となっている。この「本山」は、あとでのべるように当時土佐に藩であった大目付本山只一郎と判断される。これらの書状がどのような経路で京都養正社に入ったかは不明であるが、京都養正社と京都招魂社との関係からして、宛名になっている本山家から直接寄贈されたものではないかと思われる。

つづいてこの書状の考証に入るが、この書状は、慶応3年のものであると判断できる。その理由の第一は、署名に「直柔」（なおなり）という諱を使用している点である。岩崎英重氏の考証によれば、龍馬は、慶応2年の春ごろまでは「直陰」という諱を使っており、「直柔」というようになったのは、慶応2年の秋・冬ごろからか、あるいは翌年の春ごろからだ⁽¹⁾とされている。ということは、この書状が、慶応3年のものであること推定させるのであるが、決定的なことは、「芸州士官……」にかかわることである。

坂本龍馬の最初の伝記である『汗血千里の駒』（土佐立志社の機関紙である土陽新聞に明治14年ごろ連載された）の筆者である坂崎柴瀾がまとめた龍馬の年譜である『坂本龍馬海援隊始末』によれば「慶応3年9月24日、震天丸土佐浦戸港外ニ碇泊ス。龍馬ハ桂浜ニ上陸シ、岡内ニ托シテ一書ヲ参政渡辺弥久馬ニ致ス」とある。この龍馬の桂浜上陸は、文久2年3月に脱藩して以来、足かけ6年ぶりの帰国であったが、文中にある渡辺弥久馬宛の書状には、「手銃一千挺芸州蒸気船に積込候て、浦戸に相廻申候」とあり、龍馬が塔乗し、9月24日に浦戸へ帰ってきた「震天丸」が、安芸藩の蒸気船であることがわかる。しかも9月22日に伊藤博文が木戸孝允にあてた書状には、「龍馬芸藩ノ震天丸ニ乗ジ、九月廿日馬関ニ寄港ス」とのべられており、またその馬関で、坂本龍馬が木戸孝允にあてて書いた9月20日付の書状には、「私之一身上之存付ニテ、手銃一千挺買求、芸州蒸気船ヲカリ入、本国ニツミ廻サント今日下ノ関マテ参候所」とのべられていた⁽²⁾。したがって、この9月27日付の龍馬書状は、「芸州士官……」の表現からして龍馬が長崎において購入した小銃を、安芸藩船震天丸に積み、慶応3年9月24日、久しぶりに高知に帰ってきたときのものであることはあきらかであろう。

つぎに宛名の「本山先生」についてである。さきにふれたように、京都養正

社にある7月22日付の中岡慎太郎書状が、「本山様」宛になっていたが、この書状は、尾崎卓爾著『中岡慎太郎先生』のなかに引用されている。その内容については省略するが、同書では、慶応3年もので、在藩の大目付本山只一郎にあてたものとされている。また平尾道雄著『陸援隊始末記』も、内容は紹介していないが、同様に判断していた。⁽⁷⁾したがってこの9月27日坂本龍馬書状が、その所蔵者の関係からいって、本山只一郎宛のものであることを想像させる。また先に引用した坂崎柴瀾の『坂本龍馬海援隊始末』には、龍馬が9月24日に高知に帰ってきて、まず「参政渡辺・大監察本山只一郎等ト松ヶ鼻ノ某家ニ密会」したと記されている。岡内俊太郎の後年の記録によれば、このとき龍馬は震天丸に同乗してきた岡内俊太郎に案内されて約束の場所をおとづれ、渡辺弥久馬・本山只一郎・森権次と懇談し、渡辺の持参した白酒をくみながら、情勢の切迫をのみこみ、龍馬が廻送してきたライフル銃の土佐藩購入をうけ入れたとある。⁽⁸⁾以上のことから、「本山先生」が本山只一郎であることはたしかであろう。

ところが龍馬は、土佐に帰ってくるや、まず渡辺弥久馬に、つづいて本山只一郎に書状をだしたわけだが、それは渡辺の方に面識があった関係であろうか。佐佐木高行によれば、この二人が同志であったから龍馬の面会申入れをうけ入れたとのことである。渡辺は、明治になってから斉藤利行と名を改め、明治3年から翌年にかけて、佐佐木高行とともに参議の地位にあり、土佐藩を代表する人物となっている。それはともかくとして、ここで論議になったことは、先引の佐佐木の談話によれば、京都において薩長両藩とともにことをすすめるべく藩論を統一することと、ライフル銃購入の件であったが、この龍馬の書状に「先日御直申上置候二件の御決議」とあるのはそのことを示すものと思われる。⁽¹⁰⁾なお、それにつづいて「何卒明朝より夜にかけ拜承仕度」とあることは、渡辺と本山が、龍馬の意見を聞いて、藩として正式に議論し決定することを約束したことを示すものであろう。

このとき龍馬が廻送してきた銃は、ライフル銃であって1,000挺であった。これは9月13日、長崎にてオランダ商人ハットマンから「才谷梅太郎」（龍馬の変名）名儀で購入した1,300挺のうちであった。これは、当時長崎滞在中であつ佐佐

木高行と相談して、薩摩藩邸から借用した大坂為替金 5,000 両によって購入したものであった。龍馬は、かねがね土佐陸軍のため、多数の小銃が必要なことを考えていた。そのころ土佐藩においては、ようやく乾退助（のちの板垣）を中心に軍制改革がすすめられており、銃隊が編成されつつあった。そこへ新式の小銃が入港したというニュースに接したので、ただちに購入することとしたのである。このライフル銃 1,300 挺の代価は、18,875 両であったが、薩摩藩から借りた 5,000 両のうち 4,000 両を内金としていれ、残額を 90 日延払いということにして契約が成立したのである。この 1,300 挺のうち 100 挺は、売買契約の請人となった長崎商人 鋏屋与一郎と広瀬屋文吉に 抵当として預け、さらに 200 挺は、実際に購入交渉にあたった陸奥源二郎（海援隊士、のちの宗光）の要請をいれて直接京都へ送ることとし、のこり 1,000 挺を土佐へ回送することとした。⁽¹¹⁾ この 1,000 挺の小銃は、土佐藩が、藩庁主流が大政奉還路線であったにもかかわらず武力討幕路線に藩の方針を切替えるための、大切な文字通りの「武器」となったのである。

以上の小銃の件は、土佐藩の政情のなかで重要な意味をもった。たとえば、坂本龍馬に「船中八策」をふきこまれ、6 月に上京してきた後藤象次郎は、『寺村左膳手記』によれば、薩長両藩の武力討幕に反対して、「今や皇国中一心戮力、至当ノ公論ヲ以テ万世ノ基本ヲ可立ノ時至レリ、然ルニ一度兵ヲ京地ニ動かス時ハ、皇国忽瓦解倒乱、外夷ノ術中ニ入シ、是皇国ノ為ニ不取所也」と主張していたという。後藤は、「幕府ハ不可恐⁽¹²⁾」となしながらも、討幕を「私闘」と主張し、その内乱によって、日本が「瓦解倒乱」することを恐れている。このことは、封建的支配者相互の内乱が、封建支配そのものを根底からくつがえす動き、農民反乱をひきおこし、それが外国の武力侵略をまねくことを恐れていたことを示すものであるが、それを理由に、武力討幕に反対し、大政奉還路線を主張していたのである。したがってこの大政奉還路線は、幕府と薩長両藩のあいだにあって、内乱を回避しようとする妥協の方策であったといわなければならない。谷干城の表現によれば、「当時後藤の真意を推測するに、口舌を以徳川に政権を奉還せしめ、慶喜を政府の首座に置き、復古の名の下に、依然徳川に政権を托し、一方には薩長初め復古論を慰め、一方には徳川

譜代の諸侯の不平を慰めんとす」るものであるとのべている。だから山内容堂は、「大政返上の周旋するに、兵を擁するは脅喝手段で不本意千万である」として、出兵を強くおさえていた。⁽¹³⁾このような状況の下で、京都において薩長両藩ととも武力討幕を強調していた中岡慎太郎は、さきに引用した7月22日付の本山只一郎にあてた書状において、容堂が「議論周旋而已」にとどまるようなことであるならば、「是もハ忽チ天下之大戦争ト相成」のだから「御上京不被爲遊方宜敷様相考申候」と書いていた。

そこで問題になるのが、山内容堂や後藤象次郎らの内乱回避のため大政奉還論と、薩長両藩や中岡慎太郎らの武力討幕論のあいだにあって、龍馬の立場がどちらであったのかということである。さきに引用した9月20日付の木戸孝允にあてた龍馬書状には、「小弟思フニ、是ヨリカヘリ、乾（板垣）退助ニ引合置キ、夫ヨリ上国（京都）ニ出候テ、後藤庄（象）次郎ヲ国ニカヘスカ、又ハ長崎へ出スカニ可仕ト存申候。……………其上此頃之上国之論ハ先生ニ御直ニウカ、ヒ候得ハ、ハタシテ小弟之愚論モ同一カトモ奉存候得トモ、何共筆ニハ尽カネ申候」とのべられていた。これは、丁度京都から下関に帰ってきた伊藤博文にあって、京都の様子を聞いて書いたものである。龍馬が書状のなかで、後藤を土佐に帰すか長崎に出張させようと主張していたのは、京都における後藤ら土佐藩の内乱回避をもとめる消極論を聞かされていたからであろう。したがって、中岡らと武力討幕の立場に立っていた板垣退助に期待をよせていたのである。当時、板垣は、土佐藩の武力討幕派の中心存在になっていた。9月に入ってから、それまで獄に捕われていた勤王党関係者が相ついで出獄し、討幕論者に転向していた板垣を中心に新しい政治勢力を結成しつつあった。もちろんこうした動きにたいし、藩庁主流はおさえようとしていたのであるが、谷干城の表現にしたがえば、「乾（板垣退助）初復古党の危急は此時より甚敷はなし、然れども復古党は東西七郡（土佐全郡）に涉り過激派と一致合体したれば、僅々たる城下士格が、如何に政府に迫るも遂に其成効なし」といわれるような状況であった。したがって龍馬が土佐に帰ってただちにだした渡辺弥久馬宛の9月24日付の書状では、「乾（板垣退助）氏いかゞに候や、早々拜顔の上、万情申述度」と書かれていた。

そして後藤象次郎については、「後藤參政はいかゞに候や、京師の周旋くち下関にてうけたまわり、実に苦心に御座候」とのべられていた。9月20付の木戸宛の書状とこの書状とでは、少し印象がちがう。前者が後藤を京都から遠ざけようとしていたのにたいし、4日後の書状ではむしろ後藤の周旋を評価するような口ぶりがうかがわれる。したがって龍馬の立場は、薩長両藩を中心とする武力討幕派に同志的關係をもっていながらも、他方後藤らの行動を必ずしも全面的に否定しようとはしていなかったといわなければならない。しかも龍馬は、9月20日に下関であった伊藤博文から京都の事態が切迫していることを聞かされていたようである。伊藤が京都から下関に帰ったとき、薩摩藩の大久保利通と同行していた。大久保は、長州藩と京都出兵の打合せのために来関したのであって、9月16日付の大久保が国元にあてた書状には、「長(長州藩) 江差入談判之上、十分同意、京地切迫之事情汲受、此上ハ片時も早目掲旗処急務ニ就キ」と書かれていた。大久保は、大山綱良とともに、18日に山口に至り、長州藩主父子・木戸孝允⁽¹⁵⁾・広沢真臣らと会合して、拳兵討幕の順序を約束してのち、19日に下関から上京している。この間の事情を、9月20日付の木戸孝允宛龍馬書状に「伊藤兄上国ヨリ御カヘリ被成、御目カ、リ候テ薩土及云々、且大久保が使者ニ来リシ事迄承り申候」とあることから、龍馬が十分に聞いていたであろうことがうかがわれるのである。このように京都をめぐる討幕拳兵が切迫しつつある状況を認識してから土佐に帰ったのであるから、龍馬が、27日の書状に、「芸州士官の者共も京師の急に心せき、出帆の日を相尋られ居申候。……早々御決の上出帆の期御命じ相願候」と書いているように、早く仕事をすまし、京都に上ることをもとめていたのであろう。

以上のことから、板垣退助が中心になって、草莽尊攘派に支持されながら武力討幕派を土佐藩内で形成するとともに近代的な軍制改革をすすめてつあったところへ、小銃1,000挺がもたらされたことがあきらかである。となれば、この龍馬の小銃回送は、土佐藩における討幕派勢力にとって、非常に大きな力となったことは疑いをいれない。ところが、龍馬の政治的立場に関しては、微妙であったといわなければならない。京都の緊迫した状況に強い関心をもち、長州討幕派の指導者である木戸孝允と同一の立場であると主張し、土佐討幕派の

成立に力を借しながら、後藤の大政奉還論をむしろ支持していた。それは10月9日京都へ到着して以後の行動によく示されている。しかもそうした面が中岡慎太郎にもうかがわれるのである。10月3日付の本山只一郎にあてた書状には、「此度大議御一決に相成り、………実にありがたく感泣仕り居り候。………一挙して討幕仕り候時を、今か今かと屈指相待ち居り候折柄、右公平共和の論に出で候ては、一旦はどうか拍子の抜け候様なる心持ちも仕り候へども、篤と熟考仕り候処、右激論はいはゆる書生論にて」とのべられていた。これは、むしろ大政奉還論を支持した見解である。これを引用した平尾道雄氏は、中岡の大政奉還論にたいする「逆説であり、皮肉である」としておられるが、やはり文字通り理解すべきであろう。というのは、同年10月26日に書きあげた「竊に示知己論」（第三の時勢論）において、中岡慎太郎が、「助徳川論」すなわち大政奉還を主張しているからである。要するに慎太郎も、龍馬と同様、大政奉還を全面的に否定していなかった。⁽¹⁸⁾しかしその大政奉還論支持も、武力討幕体制を確立していく方向と矛盾させていなかったといえよう。この問題は、いわゆる武力討幕派の性格をあきらかにするためには、大変重要なことであるので、稿を改めて論ずる必要がある。

要するに9月27日付龍馬書状の「二件之御決議」とは、小銃の件と藩論の統一の件であるが、後者は武力討幕と矛盾しない大政奉還の確立、すなわち武力討幕体制を確立することによって、大政奉還を実現させる方向を意味するものだと判断するのである。

註 (1) 『坂本龍馬関係文書』1—巻頭P.10。

(2) 同上2—P.281。

(3) 同上1—P.385。

(4) 同上1—P.384。

(5) 同上1—P.382。

(6) 尾崎卓爾著『中岡慎太郎先生』P.351。

(7) 平尾道雄著『陸援隊始末記』P.236。

(8) 『坂本龍馬関係文書』1—P.398。

(9) 『龍馬史 佐佐木老侯昔日談』P.505。

(10) 同上。

京都養正社所蔵坂本龍馬書状について（池田）

- (11) 『坂本龍馬関係文書』 1—P.376。
- (12) 『維新日乗纂輯』 3—P.477。
- (13) 『谷干城遺稿』 上—P.56。
- (14) 『勤王 佐佐木老侯昔日談』 P.427。
- (15) 『大久保利通文書』 1—P.489。
- (16) 平尾道雄著『龍馬のすべて』 P.349。
- (17) 同上P.350。
- (18) 尾崎卓爾著『中岡慎太郎先生』 P.374。